

# 株式会社アイシア ケアプラン 咲の樹 契約書

様（以下「契約者」という。）と 株式会社アイシア ケアプラン  
咲の樹（以下「事業者」という。）は、事業者から提供される居宅介護支援を受けることについて次の  
とおり契約を締結します。

## 第1章 総則

### （契約の目的）

**第1条** 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者とその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

### （契約期間）

**第2条** 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更  
に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### （居宅サービス計画の決定）

**第3条** 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めるものとします。

3 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

4 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

### （居宅サービス計画作成後の便宜の供与）

**第4条** 事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

（1）契約者及びその家族等と指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

（2）居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

（3）契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### （居宅サービス計画の変更）

**第5条** 契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

### （介護保険施設への紹介）

**第6条** 事業者は、契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

### （介護支援専門員の交替等）

**第7条** 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することができます。但し、その場合には、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

2 契約者は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### (サービス利用料金の支払い)

**第8条** 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が介護保険法（平成9年法律第123号）第46条に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、一旦支払うものとします。

2 前項の他、契約者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、別紙「重要事項説明書」に定める料金を事業者を支払うものとします。

### (利用料金の変更)

#### 第9条

第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

## 第三章 事業者の義務

### (事業者の記録作成・交付の義務)

**第10条** 事業者は、契約者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

2 事業者は、契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

### (守秘義務等)

**第11条** 事業者、介護支援専門員又は従事者は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

2 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

### (損害賠償責任)

**第12条** 事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。また、第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

## 第五章 契約の終了

### (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

**第13条** 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- (3) 契約者が介護保険施設に入所した場合
- (4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (5) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

### (契約者からの中途解約)

**第14条** 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ解約理由等を通知するものとします。

2 契約者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を解約することができま

す。

**(契約者からの契約解除)**

**第15条** 契約者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- (2) 事業者もしくは介護支援専門員が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい事情が認められる場合

**(事業者からの契約解除)**

**第16条** 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 居宅介護支援の実施に際し、契約者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- (2) 契約者が、故意又は過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合

## 第六章 その他

**(苦情処理)**

**第17条** 事業者は、その提供した居宅介護支援に関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

**(協議事項)**

**第18条** 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

居宅介護支援事業所  
ケアプラン 咲の樹

重要事項説明書  
令和7年7月1日現在

### 1.事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称・種別	株式会社アイシア / 営利法人
所在地	安城市赤松町堀切35番地
電話番号 / FAX番号	0566-93-4880 / 0566-93-4882
設立年月日	平成25年4月12日
代表者	代表取締役 岡田昇大

### 2. (1) 事業所の概要

事業所の名称	ケアプラン 咲の樹
指定年月日	〒446-0046 安城市赤松町堀切14番地3
電話番号 / FAX番号	050-5799-9319 / 050-8888-7649
指定年月日	令和7年7月1日
事業所の指定番号	2373102579
サービスを提供する実施地	安城市、知立市、刈谷市

域	
管理者	岡庭 直美

## (2) 事業所の職員体制

- ・管理者 1名 (常勤兼務 介護支援専門員と兼務)
- ・介護支援専門員 4名以上 (管理者と兼務1名)

## (3) 営業時間

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

(土曜日・日曜日、年末年始12月30日～1月3日、お盆8月13日～8月15日15日は休業)

※24時間連絡体制を確保し、且つ必要に応じて相談に対応する体制を確保しております

## 3.事業の目的と運営方針

事業の目的	当事業所が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状態を踏まえて、自立した生活ができるよう配慮して、介護支援を行います。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者様の意向を尊重しつつ、公正中立な立場で判断し、適切な保険医療サービスや福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるようにします。</p> <p>(3) 関係市役所、地域支援包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、指定居宅サービス事業所、介護保険施設、医療機関等との連携に努めます。</p> <p>※利用者様が医療機関等に入院した場合は、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先の医療機関にお伝え下さい。</p>

## 4.身分証携行義務

介護支援専門員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者様または利用者の家族様から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 5.居宅介護支援の内容

### (1) 居宅サービス計画の作成、決定

- ①利用者様及びご家族様への情報提供
- ②課題分析 (課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン)
- ③居宅サービス系計画の原案作成
- ④サービス担当者会議の開催

### (2) 居宅サービス事業者との連携調整

- (3) サービス実施状況の把握、評価 (1ヶ月に1回)
- (4) 利用者状況の把握、居宅訪問 (最低月に1回)
- (5) 給付管理
- (6) 要介護認定申請に対する協力、援助
- (7) 相談援助

※1 居宅サービス計画の作成について、利用者様は複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます

※2 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所について、位置付けた理由についても説明を求めることができます。

## 6.居宅サービス計画の変更

利用者様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご利用者様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## 7.介護保険施設への紹介

ご利用者様が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合は又はご利用者様が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を図ります。

## 8.居宅介護支援の利用料金

利用料金	<p>(1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額の保険給付がされますので、お客様のご負担はありません。</p> <p>(2) 保険料の滞納等によって、法定代理受領ができない場合には</p>
------	---

	介護保険法に定める一ヶ月当たりの利用料金を実費にてご負担していただくことがあります。
交通料	(1) サービス提供地域の場合は無料 (2) サービス提供地域を超える場合 ・公共交通機関の場合：実費 ・自動車の場合：提供地域を超えた時点からおおよそ30円/1kmを徴収

## 9. 虐待防止のための措置

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

担当者（ 坂倉真弓 ）

## 10. 身体拘束について

当事業所は、ご利用者様の尊厳と主体性を尊重します。職員一人一人が身体的、精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識を持つこと、身体拘束をしないケアを見出すことに努め、ご利用者様が安心して生活できるように環境を整えます。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体拘束等を行いません。身体拘束を行う場合は、緊急やむを得ない理由を記録します。

## 11. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業所の介護支援専門員やその他職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (2) 事業者は、ご利用者様及びご家族様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いません。

## 12. 情報の保存・開示義務

- (1) 事業所はご利用者様の居宅サービス計画、その実施状況に関する書類等を5年間保存します。
- (2) ご利用者様が契約を解除した場合、事業所がやむを得ず契約を解除した場合でご利用者様が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、その他ご利用者様から申し出があった場合には、事業所はご利用者様の直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとします。

## 13. 居宅サービスを受ける際の注意事項

- (1) ご利用者様にお渡しした居宅サービス計画およびサービス利用票・利用票別表と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。ご連絡がないと一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。
- (2) 被保険者資格を喪失した場合や、要介護状態区分の変更があった場合、住所等に変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証に変更があった場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
- (3) ご利用者様が入院となった場合は、入院先医療機関との連携を図るため、担当の介護支援専門員の事業所名および氏名等を入院先医療機関に提供して下さい。
- (4) 当事業所では、人材育成の協力体制の一環として、法定研修等における実習生受入を行っています。必要に応じ担当の介護支援専門員とともに実習生がご利用者様のご自宅に訪問する場合があります。
- (5) 当事業所は、正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の、ハラスメントに該当するとみなされる場合は、居宅介護サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該市区町村に状況報告をいたします。

### ■暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要

### ■セクシュアルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる
- ・性的な話し卑猥な言動をする など
- その他
  - ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
  - ・ストーカー行為 など

#### 14. サービス内容に関する苦情

事業所の相談窓口	担当者 管理者 岡庭 直美 TEL： 050-5799-9319 (原則月曜日から金曜日 8:30~17:30)
市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安城市高齢福祉課 介護保険係 TEL： 0566-71-2290</li> <li>・ 刈谷市長寿課 TEL： 0566-62-1013</li> <li>・ 知立市長寿介護課 TEL： 0566-83-1111</li> <li>・ 愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 TEL： 052-971-4165</li> </ul>

#### 15. 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 16. 業務継続計画（BCP）の策定について

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な処置を講ずるものとします。

(2) 当事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。

(3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

#### 17. 感染症対策について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の処置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、介護支援専門員に周知 徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施  
します。

居宅介護支援サービス契約の終結にあたり、「サービス契約書」「重要事項説明書」について、乙の職員

(氏名 \_\_\_\_\_) から説明を受けその内容に同意致しました。  
以上の契約の証として、本契約書を2通作成し、甲および乙は署名のうえ、各自1通ずつを所持します。

令和            年            月            日

ご利用者 (甲)	私は、以上の契約の内容について、乙から説明を受け、内容を確認しました。 私は、この契約書のとおり、居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。			
	住所	〒		
	氏名			
	電話番号	(            ) -	FAX	(            ) -

署名代理人	私は、甲に代わり、上記署名を行いました。 私は、甲の契約意思を確認しました。			
	本人との関係		署名を代行した理由	
	住所	〒		
	氏名			
	電話番号	(            ) -	FAX	(            ) -

事業者 (乙)	当事業者は、指定居宅介護支援事業者として甲の申込を受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。			
	所在地	〒446-0046 安城市赤松町堀切35番地		
	名称	株式会社アイシア 咲の樹		
	代表者名	代表取締役 岡田昇大		
	電話番号	( 0566 ) 93-4 800	FAX	( 0566 ) 93-488 2